

平成26年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成26年 6月10日

閉 会 平成26年 6月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月11日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
農業委員会事務局長	川崎幸治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6 番	青 木 倉 元 君
7 番	山 舘 清 剛 君

議事日程（第2号）

第 1	一般質問	4 番	坂本 豊議員
第 2	一般質問	5 番	久慈 省悟議員

午前9時40分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は2名です。通告順に一般質問を行います。

4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

きょうは3点について質問いたします。通告の文書に沿って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、自民党政権について村長に率直にお伺いしたいと思います。

今、自民党の安倍政権が進めている集団的自衛権は、憲法解釈を閣議決定で変更するという、憲法そのものを勝手にいじり、再び日本を戦争ができる国にしようとしておりますが、村長はこのことについてどのような政治判断をしているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 政治判断ということで、大変崇高な考え方であろうと思います。

政治判断ということになれば、一般的には法律的なことに書いていないようなことでございますので、村長という立場から政治判断ということでは答弁するのは好ましくないのではないかと思います。ただ、私の思想信条に従い、この問題について答弁させていただきます。

まず、この憲法改正という問題であれば、やはり手続に従ってこれをやるべきでありましょう。この集団的自衛権が憲法上解釈で認められるかということで、国会において現在討議しているところでございます。この憲法解釈というものについては、やはり憲法制定の国会やそのもとにある政府、そして政府の機関がその解釈と運用を行ってきているわけでありまして。それこそ、それが政治判断、政治決断というものだろうと私は思っています。

私の考えとしては、この流れの中で、私たち国民が成文憲法であります、いわゆる文

章化している憲法でありますこの日本国憲法の前文、そして第9条の文言、さらには歴代の内閣の自衛権というものに対する解釈からすれば、やはり現在の解釈はなかなか国民の大多数からの理解は得られないであろうと推測します。が、その決定ということは、国政の場でございますので、先ほど申し上げましたように、安倍内閣が政治的な決断を行うということでそれが決着できると思います。決着されるのだらうと思います。が、私自身としては、この現在の日本国憲法に育てられた一人、すなわち憲法が考える三大原則に従ってその恩恵を受けてきた者でございますから、今後も平和を希求する立場から、この解釈には理解はしていない、反対しています。

以上が私の見解でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ありがとうございます。

国民の大多数は、今の安倍内閣の集団的自衛権行使に対する反対というのは非常に多いと思います。私は、今の安倍総理は暴走内閣と言わざるを得ないと思います。全く私たちを含めて戦後生まれは戦争を知らないわけですが、やはり歴史に学んで、いかに日本の憲法が大事であるかということ、その教育というものをもっと強めていくことが必要だと思います。

再質問でありますけれども、村長が反対しているということから、これ以上聞くことはないわけですが、一応私が考えてきたことを述べたいと思います。

憲法9条というのは、第2次大戦でアジア諸国に多大な被害を与えた反省から、二度と戦争をしないことを誓ったことからつくられた憲法です。ところが、日本を占領したアメリカがその憲法で禁じられている軍隊をつくり、押しつけてきました。日本の支配層も戦前の勢力を取り戻すため、これに従いながら、アメリカが求める自衛隊まで発展させ、今日に至っているわけです。自衛隊はアメリカ軍の補完をするために存在しています。そのアメリカが海外で常に侵略戦争を繰り返してきましたが、自衛隊まで動員するよう押しつけて、PKOによる海外への派兵に始まり、イラク戦争での動員まで押しつけられてきました。

ここではっきりしているのは、自衛隊は決してアメリカの護衛なしに海外への派兵などできないことです。日本人を守るために存在していると表面上は装いながら、実態はアメリカの支配下にあります。安倍総理が今暴走している集団的自衛権の行使を禁止してきたことを勝手に解釈、変更をしてまで、海外でも武力行使ができるように閣議で決

めようとしていることは、全てアメリカの要求によるものです。

安倍総理がアメリカの軍艦が攻撃されたときに、自衛隊が何もしないのはいかかなものかという架空の絵そらごとを言っています。アメリカの艦隊に攻撃をすれば、その国がどのようなことになるのか、知らない国はありません。核兵器を数千発以上、現在も所有し、いつでも原子力潜水艦や大陸間弾道弾、トマホーク、B-51爆撃機などで核攻撃ができる能力を持っているアメリカを攻撃すること自体、現実離れしたことであります。このような言いぐさで国民をおどしているのが安倍総理のへ理屈であります。

大体、時の内閣が勝手に憲法解釈を変えていては、憲法そのものがないと同じになります。法治国家の日本は、憲法がその基礎になっているわけです。安倍総理が総理でいられるのも、憲法の規定に沿ったものであります。衆議院と参議院の国会議員が自民党と公明党が過半数を占めたことで、安倍内閣はやりたい放題の悪政をこの際一気にやり遂げようとしている暴走内閣であります。

ということで、同じ質問になるので私はこれ以上お聞きいたしません。村長が今進めているこの憲法解釈に反対という言葉聞いて、少し安心しているわけで、次の質問に移りたいと思います。

2番目は、株式会社蓬田紳装についてお聞きいたします。

まず、1つ目として、4つの質問項目に分けておりますが、一括で質問いたします。

1つは、株主総会へ議員としての招待がありましたが、今までこのようなことはありませんでしたが、村長は社長も兼任していますので、どういう理由からこのようになったのか。また、総会後に食事の振る舞いもあるようだが、議員の立場として受ける必要はないと考えておりますが、これについてはどのように考えているのか、お聞きいたします。

2つ目は、議員が紳装の役員を兼任するのは議員の兼業に当たり、好ましくないと私は考えておりますが、その見解を求めます。

3つ目は、議員の役割は村長の村政執行を監視する役割もあります。議員が村長と一緒に会社経営に当たると、それを監視してチェックする機能が失われるのでやめるべきだと考えておりますが、これについてはどのように考えておりますか。

また、4つ目としては、議員の役割を村長はどのように考えているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今、包括的にご質問がありましたので、①番と③番、④番につきましては私からご答弁申し上げます。②番目については、担当の課長のほう、総務課長からご答弁したいと存じます。

まず、①番目でございます。株主総会の議員としての招待ということと、それから食事の振る舞いということの見解でございます。これまでの株主総会の出席者が議事録を見た限りでは、取締役会のメンバーと同じ方々であると思っております。蓬田紳装は株式の90%を村が持っておりますことから、以前からの取り決めによりまして、村長が社長となり、村有財産としての蓬田紳装を経営管理しているというふうに判断しております。株主総会のメンバーが取締役会のメンバーと同じであるということになれば、村民の財産の管理状況、経営状況を村民が監視できないということばかりではありまして、これに対する村民の意見が反映できる体制になっていないと、そのように考えております。また、蓬田紳装の運営に当たっては、よりよい会社づくりということを目指さなければいけません。このために、各方面から、村民から意見をいただくことが非常に大事だと思っております。したがって、今年度から役員以外の村議会議員、それから村連合自治会長、村総務課長、株式会社アシスト専務に出席をお願いしたと、こういう背景でございます。

食事の提供につきましては、ふるさと総合センター、地元で出席者に費用弁償等の支払いも行わないことから、昼食を用意して慰労するために昼食会を開催したものでございます。議員が蓬田紳装の食事提供を受けるかどうかの必要性につきましては、議員の立場での食事の提供に対する個人の判断であろうと私は思います。もっとも、他の団体、いろんな団体の行事における食事の提供もありますので、村長としてこれはよいかどうか、必要があるかないかということについては一概に論及できないものだと判断しております。以上です。

それから、議員の役割ということでございます。議員が村長と一緒に会社経営に参画すると、監視チェック機能が失われるという質問でございますけれども、参画しない場合においても監視チェック機能が失われる、ないしは働かないということが考えられます。会社経営の個々の具体的な内容というものにつきましては、例えば経営方針、財務内容、人事内容等、極めて多岐にわたっておりまして、これに参画しないと簡単には理解できないものと思っております。

この議員の役割ということについては、やはり監視チェック機能と同時に、一緒にな

って村の活性化のため、双方が努力すべきもの、村長も議員も努力すべきものと考えておまして、この取締役の役員就任について、議員の権限とか議会の権限を制限するという方向は全くないと私は考えております。

②番目について、総務課長からお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） ②の議員が紳装の役員を兼任するのは議員の兼業に当たり、好ましくないと考えるが、見解を求める、であります。

これについては、地方自治法第92条の2に、議員の職務の公正を期するため、いわゆる兼業禁止を規定してありますけれども、今回の場合、議員が紳装の役員を兼任することについては、請負行為等がないもので、抵触しないものと解しております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ①番の総会後の食事の振る舞いということもあり、これは金品の提供と同じことになるわけですね。ですから、やはり議員の立場としては、紳装の総会に出席するという事は、それ自体は決してだめだということはないと思います。しかし、議員の立場としては、会社経営にタッチすべきでないという立場から、私はそういう食事の振る舞いをするということは、そういう手心を加えてほしいという意味にもつながるので、これは拒否したほうがよいという考えで出席をいたしません。

また、②番目の兼業禁止についてであります。請負という言葉の解釈の仕方なので。この請負というのは、役場が紳装に対して洋服ですよ、スーツをつくってもらふということを請け負うといいますが、これ自体だけでは解釈できないわけです。それは何かのかかわりを持っているということでもあります。総務課長はかかわりを持っていないというふうに今言いましたけれども、現に役場はお金を貸しています。これをかかわりないと言えるわけですか。この点について答弁を求めたいと思います。

また、報酬があるとかないとかの問題ではないわけですね。それから、村長にもう一点お伺いしたいのは、議員が会社の経営をするためにあるわけではないのです。村長が行政の執行者であります。その執行者がどういうことをやっているのか、それをチェックするのが議員の仕事なわけですよ。もし仮に、ある方が議員は要らないというふうにチラシで書いている場合もあるわけです。村民に総会で済むという話もありましたけれども、仮に議員という存在がなければ、村長に選ばれた日から4年間、何をやっても

誰もそれをチェックする人がいない。それこそ、それをチェックする人がいないと大変なことになるわけで、それをどういうふうに執行者が道をそれないでやっていくのかということを議員がそれをチェックするためにあるわけですね。幾ら第三セクターで役場の資本金で会社経営をしていたとしても、それを議員と村長が一緒になって会社経営していったら、先ほど言ったように仮に紳装が財政的に行き詰まったときに、役場に資金提供をお願いしたときに、1億円とか2億円のお金を融資してほしいといったときに、それを議員も一緒になっていたら、そのお金が焦げついたときに誰がチェックするんですか。議員も一緒になってそういう道に入っていくと、それをチェックする機能が失われます。ですから、ここで地方自治法では兼業の禁止というものをやっているわけです。以前は村長もその兼業の禁止になって、第三セクターの社長を兼ねることができなかったわけですが、何年か前に地方自治法が改正されて、村長は一応できるようになったわけですが、それでも議員ということは兼業が禁止されているのはそのためだというふうに私は思うわけですね。ですから、役場の行政をやるときに、議員も一緒にやるということになれば本末転倒であると考えます。その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 食事の振る舞いについては議員個人の判断であるというふうに申し上げたところでございまして、それにつきましては坂本議員もそのように判断しておられると私は解釈いたしました。

次に、その請負の問題であります。請負につきましては、地方自治法の中では請負というのは請負関係に立つかどうかで兼業というものを禁じているというふうに私は解釈しておりまして、例えば今、坂本議員が資金の提供と言いましたけれども、その辺につきましては全く現在まで行われていない。ただ、一時貸付金の予算化というものについてはやっているわけですが、条例に基づいて貸し付けしているものでございまして、この条例を守ることが企業としての義務で、借りた者の義務でございますので、これは今の請負関係と一切関係のない事項であると解釈します。

また、地方自治法の兼業の禁止ということで、村長は第三セクターの社長を兼務することを許されたというような解釈、ただ、議員についてはそれが無いから兼業の禁止に当たるのではないかという解釈でありますけれども、この兼業の禁止というものについては、例えば議員が村長を兼ねるとか、あるいは選挙管理委員会の委員を兼ねるとか、

これらについてははっきりと法律の事項の中では禁止されているものであります。

一緒になって会社経営をするということに対する責任の問題ということでございますけれども、これにつきましては確かに蓬田紳装というのは蓬田村の団体自治、いわゆる蓬田村を守っていくために一つの役場の自治に従った事務というふうに解釈されると思います。経営に当たって村長が持つ執行権、いわゆる社長として先ほど坂本議員がおっしゃったように紳装を全く自分の思いどおりというふうに経営していくということになれば、いわば独断専行ということになるわけでありまして、これを誰がどのようにして監視するか、すなわち蓬田村の団体自治に課せられた使命である議員の監視というものが全く働かないというふうに私は解釈いたしております。議員はやはり住民の代表、議員も直接選挙によって選ばれる住民の代表でございますから、やはりその任務として意見を、紳装とかの運営に対しての意見を議会に反映させるためにも、やはり取締役員、監査役、そういったものに入るべきだと、それが一番望ましい方法だと私は思っています。

以上、答弁になるかどうか、私もはっきりわかりませんが、以上のとおりの答弁いたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） これで最後の質問になりますね。村長は常日ごろから、紳装は役場のものだという解釈で、これは資本金を9,000万円持っているの、それは法的には役場のものというふうにはなるわけですが、会社経営というのは役員が経営するわけですね。ですから、それに会社経営の目的というのは利益を出すということで、もし利益が出せないで赤字になれば誰が責任を負うかということになれば、その経営をしている役員なわけです。従業員でもなければ、村民でもありません。その役員が全て会社経営に責任を負わなければいけません。そして、もし会社の経営が思わしくなくて、仮に倒産したとしても、役場の損失というのは9,000万円の資本金がなくなるということで終わるわけですね。そうでしょう。それ以上の責任というのはないわけで、全ての負債というのは経営者が負わなければなりません。その重大なリスクを持っている役員に議員がなるということは、議員もまたその会社が傾いたときには大きな責任をとらなければならない事態になるかもしれません。ですから、そういう大きなリスクを背負っているから、役員は報酬をもらうわけですね。報酬がゼロだから責任がないということはないと思いますよ。

ただ、何度も言いますけれども、議員が会社経営をしなければ紳装をやっているということはないと思います。議員というのは、会社経営に対して私は全くの素人だというふうに思っております。その素人の議員が役員をやって会社経営をするということは、どちらに力を入れるか、議員活動に力を入れるよりも、リスクの大きな会社経営の紳装の経営に多大な労力と時間をかけなければいけないと思いますよ。それをただ単に充て職みたいな形でやっても、本来の役割というのはなされないと思います。それよりも、きちんと会社経営はその役員がしっかり24時間、自分で頭を常日ごろ会社経営について没頭できるような人を任命すべきだと思いますよ。議員は選挙で選ばれ、先ほど言った村政に対してチェックする機能を持っているのですから、議員活動はそういうふうに使うべきだと思います。何も第三セクターの役員を兼ねる必要はないと思います。

私、一度、日本共産党の党本部に問い合わせをいたしました。各自治体の第三セクターの経営で議員が役員をやっている会社はありますかと聞いたのですが、その中ではないという返事があったわけです。それ以上は調べておりませんが、県庁に行っても、県内でもほとんどないという回答があったわけですが、これが事実かどうかはまだ裏づけはしておりませんが、何も村長が社長をやっているから議員も無理やり役員に仕立て上げる、そういうことに固執する必要はないと思いますよ。もっと会社経営に詳しい、そういう人を役員にすべきだと思います。

それから、もう一点伺います。先ほど請負の話でありましたが、もし仮に役場が今、これに条例にありませんけれども、3,000万円貸し付けておりますよね。そのときに村長が3,000万円では足りない、5,000万円ほど資金が足りないということを前に議会で答弁しておりました。それは恐らく企業年金の掛金が未払いだったからだと思いますが、総会の資料にも2,300万円未払いになっていますよね。そういうことも含めて、もし仮に紳装が資金提供を役場に求めてきたときに、これは予算にのります。これ要求するのは紳装ですから、紳装の役員である議員は当然要求しますよね。ですから、自分で議員は、紳装の役員をしていると、仮に5,000万円資金提供してほしいというふうに提案しながら、自分でそれをチェックする、自分で賛成するか反対するかという立場に立たされるわけですよ。そんなの変ですよ。だからチェック機能が働かないというふうに私は考えるわけです。その点について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ちょっと内容がたくさんあって、答弁の部分がちょっと見えてこ

ないのですが、兼ねる必要はないとかという部分については、これは坂本議員の判断というふうに私は一応解釈をいたします。もしそれが法的に違法だということであれば、これまで37年間の例えば議員を選んできたものが全て無効だということになりますので、それは否定できない、今までのことを否定するわけにはいかないということが考えられます。したがって、坂本議員がおっしゃるように、役員に仕立て上げる必要はないということは坂本議員個人の判断というふうに私は解釈をいたします。

請負の関係につきまして、資金が足りない場合、例えば今言ったように5,000万円を要求したという場合、その決定を行うのは確かに長と議会でありまして、長は執行権を、議会は議決権を行使するわけでありまして、それが必要かどうか、例えば役員に入っておれば必要だという立場からもう縛りがかかってしまうのではないかと、自分で反対できないのではないかとという形になるのではないかとということでありましてけれども、先ほどの答弁でも私、若干申し上げましたけれども、そういう議決権ないしは議会の権限というのですか、それに対しては別問題だと考えます。役員をやっているから、その人がどういう立場でその役員をやるかということも考えられるわけでありまして、逆に言えば賛成の立場、反対の立場、こういったものについて自分が明確にその判断をすべきだと。住民から負託された議員としての立場に立てば、これは賛成すべきだ、反対すべきだというもので議会の場と紳装の役員という立場と、私は混同すべきでないと思えます。したがって、これまでも蓬田紳装の運営については、議員の立場で取締役就任してきた方々は恐らくそういう立場でやってきたものと思いき、私は敬意を表しておる次第でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 質問回数は3回ですので、この件についてはまた後ほど伺いたいと思います。

次に、3番目の玉松海岸の離岸堤について、続いて質問いたします。

玉松海岸にある離岸堤は、トンボロ現象というのか、何か難しい言葉なのか、トンボロ現象によってとうとう海岸と陸続きになりました。私はことしの4月ごろ行ったとき、以前は干潮のときだけ離岸堤に徒歩で渡ることができたのですが、今は満潮のときでも陸続きになって、簡単に歩いて離岸堤に行くことができました。こういうのを何か難しい言葉なのか、インターネットで調べましたら、陸繋島とかそういう言葉がありましたけれども、トンボロ現象というのは干潮と満潮のときに道があらわれたり消えたりする

という現象のようですけれども、とうとう離岸堤と海岸が陸続きになってしまったわけですね。そのために完全に砂で埋まっております。これは以前から自然現象で、沖合に島があると、その両岸から流れてくるその裏側というのは、波が穏やかになって砂が堆積すると。それを何年間繰り返しているとそういうふうになるわけで、有名なところは函館山が当時島であったのが今はちゃんと陸続きになっているようになるわけです。

これで質問の内容なわけですが、以前にもこの質問をいたしました。そのときに質問した内容というのは、子供たちがこの離岸堤に自由に行けるようになりますと、東側の消波ブロックというのが、ご存じのように丸くなっておりまして、非常に滑りやすいのではないかと私は考えて、あそこから下に転落した場合に、簡単にはい出せないような感じになっていきますので、それを危惧しているわけです。ですから、子供たちが遊びに行ったら落ちた場合を考えると、大変危険なので、防護柵をやれないかという提案を以前に質問でいたしました。トンボロ現象はあっても陸続きになることはあり得ないと、コンピューターで計算したら絶対はないという答弁であったわけですが、それが覆されました。これは当時の建設省がつくったので、村のやるべきことではないのですが、私の質問としては、国に対してその安全対策をやるべきだと思うので、それを要求できないかということですが、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在、離岸堤の管理は県が行っております。今後、県と現地を調査した上で、安全対策に万全を期すように対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 課長は多分見に行っていることと思いますが、あそこが私の主観としては危険だと以前から思っておりましたが、課長は実際この質問を受けて現場を見に行っただと思えますけれども、その感想というのはどういうふうに捉えておりますでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 確かに議員の質問があった後、私も何年ぶりかで海水浴場のほうに行ってきました。写真も撮ってきました。干潮、満潮、関係なく、ヨシみたいなものがあって既に陸続きだということで、普通天気のいい日、波がない日ですね、私行ってきたんですけれども、通常であればこれ別に危険ということではなく、消波ブロック

に行くようなものはないわけですよ。散策するところは別に危険ではないということで、村内にはこのほかにも直立性の護岸や漁港、河川、いろんな危険や場所があるわけです。ですが、あくまでも子供のことを考えるのであれば、親がしつけをする、例えば幼稚園、小学校、中学生に対しては学校で安全教育を徹底してもらいたいと、危険な場所には行かないということをやっぱりお願いしたいなと思っております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 人工でつくった離岸堤ですから、それを管理するというのはつくった人がやるべきで、当然、当時は陸続きになっていないのでそういう対策は要らないという判断であったと思いますが、今現在こういう陸続きになって、東側のほうが非常に危険で、誰でも自由に行けるということになれば対策をとらないと私はいけないと思います。一つは危険という看板もありません。それをつける必要もあるし、私はステンレス製の柵をつけて、一応ここから入ってはいけないよというふうな感じでやる必要があると、最低限はあると思います。それを求めることはできるかどうか、質問いたします。

以前、土地改良区でたくさんのコンクリートで構造物をつくりました。柵をつくらないうで危険なところもあったわけですが、やはり子供が落ちて亡くなったという事故があるそうですが、やはり責任はその改良区に行ったそうです。ですから、事故が起きてからでは何にもならないので、今できるものは早急にやるべきだと考えますので、再度答弁を求めて終わります。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 先ほども申し上げたとおり、県の担当者と現地を確認しまして、県内のこういう場所、いろんな場所があると思いますが、そこでステンレスの防護柵がいいのか、それは別として、現地でもう一回、先ほど申し上げたとおり、調査の上で安全対策に万全を期すということでご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 最後に、質問回数終わったので、もしそういう現地調査をしたら後で議会に報告をお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（木村 修君） これで、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 住民の皆さん、きょうは大変苦勞さまです。

私のほうから、通告に従って3つ質問したいと思います。

初めに、消防団員についてご質問いたします。

全国的に消防団員が不足になってきているとのことですが、国では現在では公務員の方々も団員に加入できるようにしました。そしてまた、条例で定めているところでは、我が国では出動手当等1,200円になっていますが、こういう処遇改善のために引き上げる、そういう指示があるとは思いますが、このことについてどのように考えているかということをお答えを求めますが、公務員でも入れるようになったということで、地方自治の職員も可能ということだが、村長はどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 公務員が消防団員ということでありまして、村の職員も何人か現在入っているようでございます。日中であれば、仕事であれば問題ありませんけれども、夜間でもすぐ出動できる態勢であれば、こういう消防団員が不足している時期でありますので、大変いいことだと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 現在、消防団員は地域で働いている基幹産業を担っている漁師の方、また農業者の方、そしてサラリーマンの方々もおりますが、サラリーマンはどうしても仕事、職場に自分の身を置いて、またそこから現場に出向くとか、そういう方向になっておりますので、そういうふうになった場合、農業で田んぼや畑にいらっしゃるそういう住民の方や、沖で仕事をして船の上にいる方とか、そのような方々だけでは今度はやはりいざ火災発生の際には間に合わない、そういう状況になってきます。

ですから、私は消防団員ではございますけれども、ふとあるとき考えたのですが、本部ということで、役場職員の組織も一つ分団に加わって、役場の職員でなる屯所というんですか、屯所という言い方は変ですが、自治体の役場にそういう一つ置くことはできないものかどうか。以前から聞きたいなと思っておりましたので、この点についてはど

のようにお考えでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今別町、それから三厩でしたか、元の三厩村、今は外ヶ浜町でございますけれども、旧平館村にもございますけれども、役場に分団という形で確かにありました。現在、去年ですから、消防団の活性化に関する法律が改正になりまして、いわゆる公務員も消防団員になってもいいですということになったということでございますけれども、あくまでも地方公共団体の職員という、要するに県の職員、市町村の職員という立場で、それは職務にはないということをはっきりしております。職務にないということは、例えば村長が命令をかけてその職務につかせるという形にはなっておりません。ただ、職員自身、自分たちがボランティア精神を発揮するという立場に立てば、今の消防団員が少なくなっていく現状を見て、我々もつくろうという形になってほしいものだと。その場合はやはり私としても、村長としても、私ではありません、当時の村長になった方々はやはりそれをつくるべきだろうというふうに考えます。現在その動きもございませんので、質問の時点でございますので、そのぐらいしか答えられません。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ありがとうございます。

国の消防庁とか、県の防災担当の方も、初午祭のときだったと思うのですが、村長と村の消防団長とが各分団を回られたと思います。そのときにお聞かせされたのが、もっとも消防団員の充実とか、また消防もこれから組織強化を図らなければならないということを私たちは耳にしたと思うのですけれども、これからそういった消防団員の処遇改善とか装備の拡充とかについて、村長は今後どのような考えで進めていったらいいものかというのを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もそのように今、質問者のおっしゃったとおりでございます、実は消防団の報酬等につきましてはいろいろと話を聞いて、ああそうか、少ないなということ、それからいろんな例えば装備について、これが不備だ、あれが不備だという声が私自身にはちょっと大変不手際でございますが届いていなかったということで、これらについてはやはり幹部会、そういったものを通じて十分装備についての要望があればそれを検討していくという方向で考えなきゃいけないということは常々私も申し上げ

ております。

肝心の報酬に関して質問にもございましたように、金額を載せてございますけれども、これにつきましてはやはり簡単にはいかない部分があるということは、他市町村との均衡という問題があります。私どものほうが極めて現在低い状態にあります、低いからといって上げたことによって他の市町村の報酬というものがまた変わってくるということで、恐らく引っ張り合いをするわけにはいかないということから、他市町村との協議というわけでありませんが、話し合いを持っていくべきものと考えております。

装備については常々久慈省悟議員からも言われているとおり、私どもとしては言われたことに対して真摯にまじめにそれは対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ありがとうございます。

出動手当等に対しては、私、各議員の皆さん、そして先ほど総務課長の坂本さんにも、資料を持っていらっしゃるかどうかが、坂本総務課長にはお尋ねしたところ調べてございますという返事だったので、村長のほうも目を通してわかっていらっしゃると思いますけれども、条例の中ではやはり定められているとおり、当村では低いほうに属しております。ですから、本来国ができるだけ支払われている額を団員の方々にお支払いいただけますよという感じをお願いが来ていると思いますから、できるだけそういう方向で協議をしていけたら幸いと思います。

それでは、次に移らせていただきます。2番目に、よもつと団地の村営住宅についてということを質問いたします。

昨年、26年度の建設予定件数が立てられたが、現段階において1棟3戸と集会所の2つが建設予定となったと思います。3月議会だったと思うのですが、2億1,946万9,000円の予算計上に対して我々議会が可決したと思います。ただ、今しゃべった数字はトータルですので、建設予算というのはまた別になりますけれども、トータル予算の金額を今言いましたけれども、なぜ削減になったのか、その辺のことを担当課長からでもお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 平成26年度の当初予算編成時点での国に対する交付要望した内容は、住宅3棟9戸と集会所を建設する予算となっております。しかしながら、国の予算成立後、ことしの4月に村に配分された交付金の額が要望した額の7割しかつき

ませんでした。また、さらには労務費単価、資材単価がこの12月から4月にかけて約1.3倍ぐらい上昇しているということで、事業費を精査した結果なのですが、現在の3戸1棟と集会所という内容になったものです。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ありがとうございます。

この後の財政状況を見ながらになっていくとは思いますが、まだまだ抽せん漏れの方や待機の方々のために来年度の建設予定というのを早期に組んでいただいて、県のほうにもその旨をお伝えし、補助金の増額を願って、村としていつていただきたいものだと私は考えるのでありますけれども、そのためには村長のご尽力をいただいて、そういう方向に進んでいけたら、中小企業の建設に携わる方々も助かるのではないかと思いますけれども、村長のそのあたりの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もこれはちょっと言いわけになりますが、業務多忙ということから、この住宅の補助金の、ないしは交付金の申請に対して余り気を遣っておりませんでした。担当から現在の今のような予算の配分7割で、しかも単価増で予定のものができないということを聞きまして、これは私自身の努力が足りなかったなということで反省はしております。

来年度のお話ということで、財政状況を見てということになりますけれども、あくまでもそれは財政状況を見てということではありますが、私自身、やはり50戸という目標、いろんな障害がありまして50戸建設すると、20戸建てないということではできないということで3月議会で答弁したところでございますので、これを早期に実施するよう、私自身も県に行ってお願ひしてくるというつもりではおります。

その結果がどういう形で出てくるかはまだ言えないところでございますけれども、国の財政の問題もありますので、簡単には言えないのでありますけれども、地元の事業者にもできるだけ仕事があるように努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ありがとうございます。

今、村長がおっしゃったように、早期完成50戸を目指していただきますよう、重ねてお願ひを申し上げて、次に入りたいと思います。

次に、3番目にホタテ残渣についてです。当時、村長は11月ごろまでに何とか残渣処

理施設の完成を目指して言っていました。何か私が考えるにはまだ分筆等もこれからだと思っているのですけれども、果たしてことしの11月ごろまでには間に合うのでしょうか、村長。その辺、私は協議会の一員として非常に心配していますけれども、もし計画が発表、公表できる段階にあるのであれば、このような今、現段階において進み状況をお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） ホタテ残渣処理施設についてお答えいたします。

施設につきましては、現在、概要設計委託を行い、設計と工事費の計算はできております。また、建設用地については地権者の内諾を得ております。建設事業については、水産庁の平成26年度産地水産業強化支援事業への申請を行っているところです。補助率は2分の1以内で、残りの事業費については過疎債を充てる予定です。事業が承認されれば7月上旬に内示される予定となっております。内示後、予算を計上し、本設計を行い、工事着工となるため、当初予定していました11月完成は難しいと考えております。年度内での完成を目指すことと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 担当課長から今、本日は漁師の方々も傍聴に随分いらっしゃっているんで、とりあえずは11月には間に合わないが、年度内完成ということはお聞かせいただきましたので、11月も年度内もそう変わらないと思いますので。

課長のほうから、産地水産業強化支援事業という事業にのって進めて、国からの交付金をいただきたいという答弁がございましたので、私は2分の1、国からの補助があれば大変ありがたいと。そして、残りは過疎債を充てるという、また答弁もございましたので、ただ、今皆さん漁師の方もいらっしゃる中でもう一度再度お聞かせ願いたいのは、これはどうしても村の一般廃ということで村の施設でございますから、漁協負担とかそういうのはあるのかなとか、そういうのを漁師の方々も興味深くなっていると思いますので、その辺のところを担当課長のほうからお聞かせ願えたら。漁師の漁協負担のことです。それはありますか、ありませんか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 建設事業については、村で行います。現在考えているところでは公設民営ということで、施設は村で建てる予定です。それで、運営については今後のことになるわけですが、漁協と協議しながら運営を考えたいと思っております。

ですので、建設関係については漁協の負担は予定しておりません。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 建設費の中には漁協や受益者負担はなしと、このような答弁で私は理解をいたしました。漁師の方々もホタテ事業を安心して今後とも継続できるよう、議員といたしましても、また村といたしましてもやはりこのことが一番の念頭にございますので、できるだけ計画に漏れないよう、今後漁師の方々のご支援をよろしく願い申し上げます、この質問を終了したいと思います。本日はまことにありがとうございました。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ちょっと補足します。11月の完成ということに関して、私の公約でもございます。公約違反ということで、私自身に責任があるということはわかっております。この施設をつくるに当たって、非常に協議事項が異常に多いと。廃棄物の処理の協議が2本か3本、肥料化の協議が1本、そのほかいわゆる公害防止法とか、そのほか消防法とかもひっかかるそうございまして、そういった協議が非常に多いということで時間を要するということ。

それからもう一つは、これも私は国の配慮だと思いますが、7月の上旬には交付決定を出しますというような、内示を出しますというようなことがあったそうございまして、私としては早期、今年度の実現できるという見込みが立つというふうに変安堵しております。

11月末も同じだとは言いましても、やはり早期に完成させるということがこれは大変大事でありまして、来年の残渣に絶対それは間に合うようにしないと、ことしも大変苦労していますけれども、ここの分については間に合うようにするというのが私の至上命題、至上目標でございますので、何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 詳しい内容をわざわざ村長のほうも答弁いただきましてありがとうございます。

それから、少し忘れておりましたけれども、牧場に今現在置かれている残渣、これをどのように、どこにまた搬送することに決定になったのか。大変まだその辺、私も不安になって考えておりますけれども。あとそれと、ことし、現在出荷がもう始まっている

んですけれども、ことしの出た残渣はどのような搬送先で処分をされるのか、その辺最後にあわせて答弁を願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 牧場にある残渣については、青森市にある民間業者で処理する予定ですので、そこに運送する予定であります。また、ことしの残渣については、近隣町村や近隣町村の民間業者に処理してもらう方向で交渉しています。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 担当課長のほうから答弁があったように、漁師の方々の不安をできるだけぬぐい去り、ホタテ事業が継続できるようご尽力いただきたいと思います。

それでは、本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、5番久慈省悟君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時42分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員